

平成29年度 保育所・認定こども園・幼稚園 入所申込み案内



【お問い合わせ先】

伊佐市役所 こども課 子育て支援係
〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地
TEL (0995) 23-1311

添付書類チェック表（※印は必要な方のみ）

提出する前にチェックをお願いします

支給認定申請書兼利用申込書（新規）		保育料連帯納付誓約書	
保育所等利用申込書（継続）		多子世帯保育料軽減同意書 ※	
支給認定現況届（継続）		育児休業取得証明書 ※	
保育を必要とする証明書		第3子以降保育料無料化申請書 ※	
家庭調査表		障がい・療育等の手帳 ※	

- ・印鑑の押し忘れはございませんか？
- ・申請書兼入所申込書は裏面にも記入するところがあります

入所申込みの受付について

申込書ほか添付書類および印鑑をご持参ください。

◆申込書の配布場所

- 保育園・幼稚園に入園中の人 ▶ 入園中の保育園・幼稚園
- 新規で申込みの人 ▶ こども課（大口庁舎）・地域総務課（菱刈庁舎）
子育て支援センター（ルピナス・まむさる〜ん）

◆受付期間・場所

平成28年12月12日（月）～22日（木） ※土日を除く

□保育園を希望する人

受付日	保育園	場所・時間
12月12日（月） ～ 12月22日（木）	全保育園 （市外保育園を含む）	こども課 （大口庁舎） 9時～19時

□認定こども園を希望する人

受付日	こども園	場所・時間
12月12日（月）～ 22日（木）	大口幼稚園	大口幼稚園 開園時間

□幼稚園を希望する人

受付日	幼稚園	場所・時間
12月12日（月）～ 22日（木）	本城幼稚園	教育委員会 学校教育課（菱刈庁舎） 8時30分～17時15分

◆申込みに必要な書類◆

1号認定利用を希望する人

- ① 支給認定兼利用申込書(新規・継続)
 - ② 施設で指定する書類
- 条件によって次の書類が必要
- ③ 多子世帯保育料等軽減同意書
 - ④ 第3子無料化申請書
 - ⑤ 平成28年度所得課税証明書
（父・母 各1通）

※平成28年1月2日以降に伊佐市へ転入した人

- ⑥ 障がい者手帳等

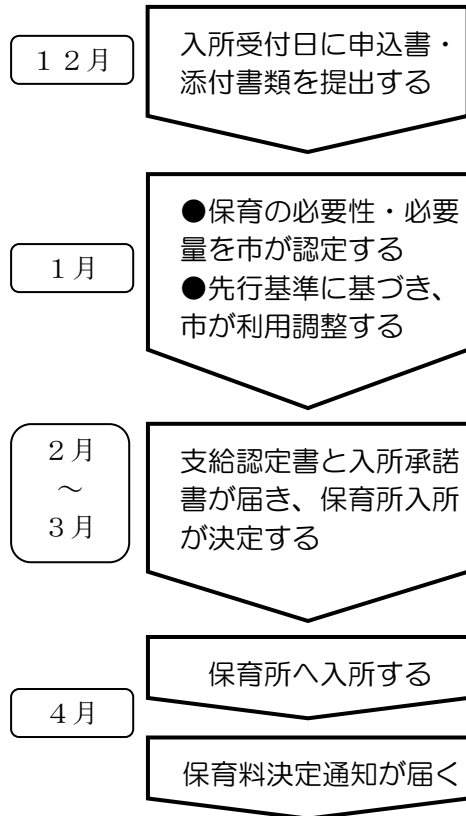
2・3号認定利用を希望する人

- ① 支給認定兼利用申込書(新規申込みの場合)
 - ② 保育所等利用申込書(継続入所の場合)
 - ③ 支給認定現況届(継続入所の場合)
 - ④ 保育を必要とする証明書
 - ⑤ 家庭調査票
 - ⑥ 保育料連帯納付誓約書
- 条件によって次の書類が必要
- ⑦ 多子世帯保育料軽減同意書
 - ⑧ 育児休業取得証明書
 - ⑨ 第3子無料化申請書
 - ⑩ 平成28年度所得課税証明書
（父・母 各1通）

※平成28年1月2日以降に伊佐市へ転入した人

- ⑪ 障害者手帳等
- ⑫ その他、保育が必要であることが確認できる書類（母子手帳・診断書・在学証明書等）

◆申込みから利用までの流れ◆



注意！

上記の「利用の流れ」は予定ですので、変更する場合があります。

◆保育を必要とする「理由」と必要とする「書類」

保育所等へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する場合です。該当する事由によって、提出書類が異なりますのでご注意ください。

保育を必要とする理由	保育を必要とする証明書	
就労(パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)	会社員	職場の証明
	自営業	代表者:民生委員の証明 社員:代表者が証明
	農業	民生委員の証明
	内職	事業所の証明
妊娠・出産(産前3ヵ月、産後2ヵ月)		母子手帳
保護者の疾病・障がい	保護者の疾病	診断書
	保護者の障がい	診断書+障害者手帳または介護認定所
同居または長期入院等している親族の介護・看護	家族の看護	診断書
	家族の介護	障害者手帳または介護認定所 + 診断書または民生委員の証明 (介護を受けている側の地区の民生委員)
災害復旧		罹災証明等
求職活動(3ヵ月の期限付き)		ハローワークカード
就学(職業訓練校等を含む)		在学証明書等
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要		育児休業取得証明書
その他、虐待やDVのおそれがある等		

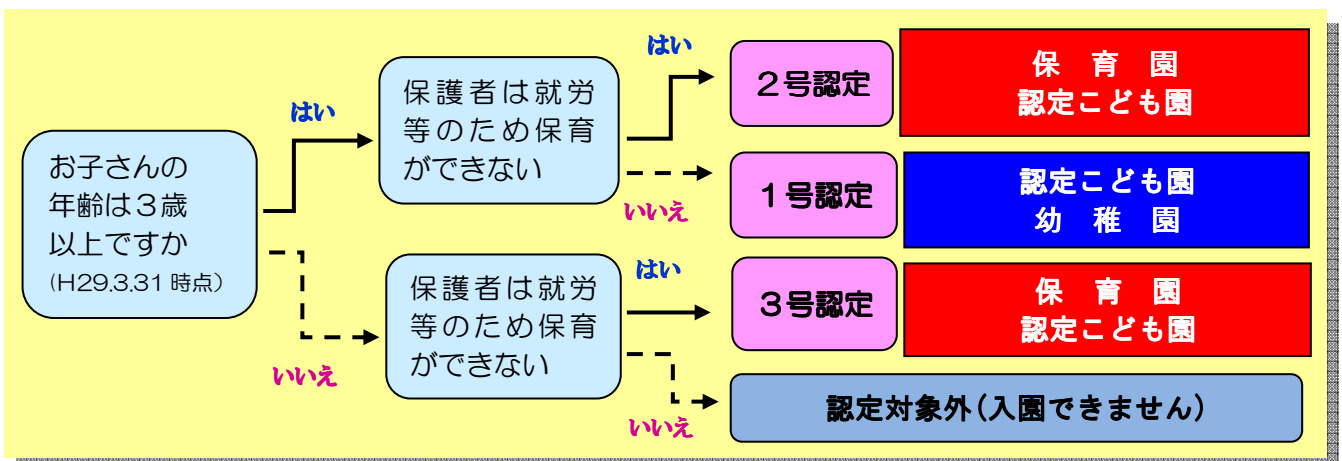
※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

◆保育の必要性の認定

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度では、保育所・幼稚園の利用を希望する場合、3つの区分で認定を受ける必要があります。認定後、市から「認定証」を交付します。

なお、認定申請は既に通園中の人も含め、入園を希望する人は全員必要です。

◆認定区分 お子さんの認定区分を確認してください。



◆伊佐市の保育園・幼稚園の一覧

□保育園（2号・3号認定の児童）

施設名	定員	所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間	特別保育等 (◎は他園に通園していても利用できます)
大口	60	大口	22-8125	7:00~18:00	一時預かり
大口里	60	大口	22-2327	7:00~18:00	一時預かり
明德寺	60	大口	22-6195	7:00~18:00	一時預かり、延長保育
山野	40	山野	22-1476	7:00~18:00	
羽月	90	羽月	22-6388	7:00~18:00	一時預かり、延長保育、◎病児保育
あゆみ	60	大口	22-5473	7:00~18:00	一時預かり
みどり	140	大口	22-2611	7:00~18:00	一時預かり、延長保育、◎休日保育
ひまわり (みどり分園)	40	大口	23-5560	7:00~18:00	一時預かり、延長保育
紅洋	45	曾木	25-2155	7:00~18:00	延長保育
慈光	50	菱刈	26-2145	7:30~18:30	一時預かり、延長保育、休日保育
湯之尾	40	湯之尾	26-0640	7:00~18:00	一時預かり、延長保育、◎休日保育
本城	50	本城	26-4161	7:30~18:30	
田中	60	田中	26-1016	7:00~18:00	一時預かり、延長保育

□認定こども園（1号・2号・3号認定の児童）

施設名	定員 (予定)	認定区分			所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間	特別保育等
		1号	2号	3号				
大口幼稚園	保育 20 教育 70	○	○	○	大口	22-0450	保育 7:00~18:00 教育 8:20~14:30	一時預かり

□幼稚園（1号認定の児童）

施設名	定員 (予定)	認定区分			所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間	特別保育等
		1号	2号	3号				
本城幼稚園	60	○			本城	26-0185	9:00~14:30	

◆保育の必要時間（2号・3号認定） 就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。

保育の必要時間の区分	保護者の就労時間
保育標準時間（最長 11 時間）	1 か月あたり 120 時間以上の就労
保育短時間（最長 8 時間）	1 か月あたり 48 時間以上 120 時間未満の就労

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、48 時間です。

※区分された時間以上に保育を希望される場合は、延長保育による対応となります。

※保育標準時間と短時間保育では、月額保育料が異なります。

延長保育	標準時間 原則的な保育時間（11 時間）												延長保育
延長保育	短時間 原則的な保育時間（8 時間）												延長保育

6時 7時 8時 9時 10時 11時 12時 13時 14時 15時 16時 17時 18時 19時

※就労状況で、保育時間を決定します。詳しくはこども課までお問い合わせください。

◆優先利用について

同一の保育園・幼稚園の申し込み数が定員数を超えた場合は、世帯等の状況を考慮のうえ優先度を判断し、利用調整を行います。

□優先利用される事由

○ひとり親家庭	○児童に障がいがある
○生活保護世帯（就労が自立支援につながる）	○育児休業が終了する
○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	○きょうだい在同一の施設利用を希望
○虐待・DVのおそれがある	○その他、市長が必要と認める

◆保育料について

～お子さんの保育にかかる費用について～

お子さんを保育園等で保育するときには、お子さん1人につき必要な費用（人件費、事業費、管理費等）が国の基準で定められています。この費用は、国・県・市・保育料（保護者負担額）により分担され、お子さんの安心・安全な保育を行うために活用されています。

伊佐市の保育料は、保護者の負担軽減を目的として国で定める保育料の基準よりも低く設定しており、この減額された部分は『子育て世帯への支援』として、伊佐市の一般財源から追加で負担しています。

＜国基準の保育料に基づく負担内訳＞

保育に必要な費用			
国からの補助金	県からの補助金	伊佐市	保護者負担金

＜伊佐市の保育料（低く設定した保育料）に基づく負担内訳＞

保育に必要な費用			
国からの補助金	県からの補助金	伊佐市	伊佐市（追加） 保護者負担金

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。（下図は29年度の場合）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
28年度の市民税額に基づく保育料						29年度の市民税額に基づく保育料					

大口幼稚園 本城幼稚園	教育の必要性の認定を受けた人 1号認定（3～5歳）	市が所得に応じて保育料を定めます。
保育所 大口幼稚園	保育の必要性の認定を受けた人 2・3号認定（0～5歳）	市が所得に応じて保育料を定めます。 「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの 区分に分けられます。

□保育料の契約と支払方法

施設	契約	支払方法	
大口幼稚園	大口幼稚園	直接幼稚園へ支払い	
本城幼稚園	市教育委員会 学校教育課	市教育委員会 学校教育課へお問い合わせください	
保 育 園	市（こども課） ※原則として、『口座振替』 です。	口座振替	引き落としは毎月末日です。ただし末日が日曜祝日の場合は、翌平日となります。12月 は25日頃が引き落とし日です。 【申込方法】金融機関へ直接お申込みください。引き落としする通帳と通帳印が必要です。
		納付書	毎月10日頃、保育園経由で当月分の納付書 を送付します。 納期限は当月の末日になります。 【納付先】各金融機関窓口・コンビニエンス ストア

注 意

- 保育料は期限内に納付してください。
- 納付が確認できない場合、翌月20日頃督促状を発送いたします。
- 保育料を滞納すると、児童手当等から差し引く場合があります。
- 納付意思がみられない場合は、給与・財産の差し押さえにより、滞納処分する場合があります。

平成28年度利用者負担徴収基準額表（保育料月額）

参考

◆1号認定こども【教育時間認定】
（幼稚園の利用）

◆2号・3号認定こども【保育認定】
（保育所の利用および認定こども園の保育利用）

階層区分 (国・市共通)		国基準	市基準
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税 非課税世帯	3,000	3,000
3	市民税所得割 77,100円以下	16,100	12,800
4	所得割 211,200円以下	20,500	16,400
5	所得割 211,201円以上	25,700	20,600

国階層区分	市階層区分		3号認定（3歳未満）				2号認定（3歳以上）				
			標準時間		短時間		標準時間		短時間		
			国	伊佐市	国	伊佐市	国	伊佐市	国	伊佐市	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B	市民税非課税世帯	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000	5,000	
3	C1	市民税均等割額のみ世帯	19,500	14,000	19,300	13,800	16,500	11,000	16,300	10,900	
	C2	市民税所得割48,600円未満		17,000		16,800		15,000		14,800	
4	D1	所得割 72,800円未満	30,000	22,000	29,600	21,700	27,000	19,000	26,600	18,700	
	D2	所得割 97,000円未満		25,000		24,600		23,000		22,700	
5	D3	所得割 133,000円未満	44,500	30,000	43,900	29,500	41,500	28,000	40,900	27,600	
	D4	所得割 169,000円未満		35,000		34,500		32,000		31,500	
6	D5	所得割 235,000円未満	61,000	41,000	60,100	40,400	58,000	35,000	57,100	34,500	
	D6	所得割 301,000円未満		46,000		45,300		37,000		36,400	
7	D7	所得割 397,000円未満	80,000	55,000	78,800	54,100	77,000	39,000	75,800	38,400	
8	D8	所得割 397,000円以上	104,000	71,000	102,400	69,800	101,000	41,000	99,400	40,400	

※2子目 利用者負担金×0.5

※第3子目以降 無料

※ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護世帯の子どもについては、1号認定の2階層と2・3号認定の市B階層は0円、

1号認定の3階層と2・3号認定の市C1・C2階層は、1,000円減後さらに半額となる。

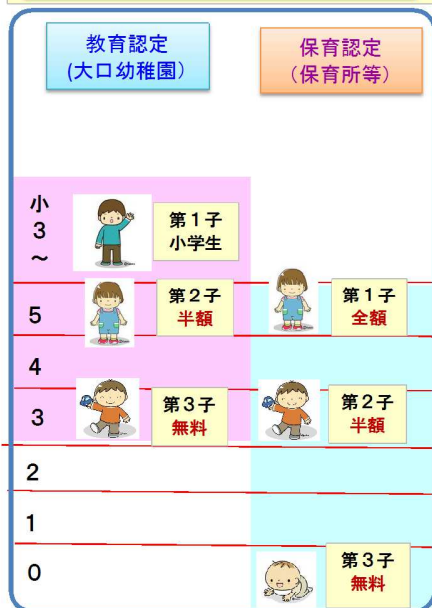
◆きょうだいがいる場合の保育料の負担軽減について◆

通常の保育料の負担軽減のほか、28年4月からは、年収約360万円未満相当の世帯ならびにひとり親世帯等について、新たな保育料の負担軽減をおこなっています。以下の図は例ですので、ご参考ください。

通常の場合

次の階層の場合は、以下のとおり。
（教育3階層、保育B・C1・C2・D1多子階層の表示の場合）

ひとり親等世帯は、以下のとおり。
（教育3免階層、保育C1免・C2免・D1要保護・D2要保護階層の表示の場合）



◆高校生以下3人目が保育所等に通園する子の保育料軽減について◆

高校生以下で3人目以降の子どもの保育料は次のとおり軽減をしています。

①B階層からD2階層の子どもについて、保育所等に入所する1人目は1/3、同時入所の2人目は1/2の軽減をおこなっています。（県多子軽減制度）

②さらに県多子軽減後の保育料を、伊佐市が独自に保育料を無料化にして多子世帯の軽減を図っています。